

第 251 回 総会

南部町農業委員会会議録

令和8年4月10日

南部町農業委員会

第 251回 南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 8 年 4 月 10 日 (金) 午後 3 時 07 分

2. 閉会年月日 令和 8 年 4 月 10 日 (金) 午後 3 時 27 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (14 人) 会長 4 番 中 村 文 男
会長職務代理 2 番 川守田 雄一
委員 3 番 三浦 恵美子 5 番 工藤 静夫
7 番 川門前 俊文 8 番 石橋 薫
9 番 佐々木 一雄 10 番 赤石 敏文
11 番 夏坂 元一朗 12 番 山田 憲幸
13 番 佐々木 徳志 14 番 黒坂 昭彦
15 番 梅内 道子 16 番 工藤 信仁

5. 欠席委員 (2 人) 1 番 石塚 正義 6 番 夏堀 健一

6. 会議書記

事務局長	高 森 正 博
事務局次長	工 藤 真 幸
主幹	佐 藤 弓 孔
主事	根 市 朋 弥
会計年度任用職員	堀 井 美 貴

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)

日程第 7 議案第 3 号 職員の任免について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>13番 佐々木 徳志 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第251回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、1番 石塚 正義 委員・6番 夏堀 健一 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中14名で、委員定数に達しておりますので、第251回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時07分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>13番 佐々木 徳志 委員</p> <p>14番 黒坂 昭彦 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第1号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>報告第1号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、2件です。</p>

<p>議長</p>	<p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和4年5月12日から令和14年5月11日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和8年3月3日、土地の引渡しの時期は令和8年3月4日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和5年11月10日から令和11年11月9日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和8年3月19日、土地の引渡しの時期は令和8年3月20日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>次に、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>ここでは、農業委員〇番〇〇委員、〇番〇〇委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 〇〇委員、〇〇委員 退席 —</p> <p style="text-align: right;">(午後3時11分退席)</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議長</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第1号について、説明いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請は7件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>黒坂 昭彦 調査員</p>
<p>黒坂調査員</p>	<p>14番 黒坂から説明いたします。</p> <p>去る4月1日、谷内推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第1号について調査を行いましたので説明します。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号5番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号6番の申請理由は、贈与を受けて、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号7番の申請理由は、贈与を受けて、新規で営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満</p>

議長	<p>たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 1 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>ここで、〇〇委員、〇〇委員の入室を求めます。</p> <p>－ 〇〇委員、〇〇委員 入席 －</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 15 分着席)</p>
佐藤主幹	<p>次に、日程第 6 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員〇番〇〇委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>－ 〇〇委員 退席 －</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 15 分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 2 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、40 件です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 2 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番から番号 4 番の利用目的は畑、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 5 番と番号 6 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は樹園地、期間は 7 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は畑、期間は 7 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 12 番と番号 13 番の利用目的は田、期間は 8 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 14 番から番号 18 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 19 番から番号 22 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定で</p>

す。

番号 23 番の利用目的は畑、期間は 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 698 円です。

番号 24 番の利用目的は畑、期間は 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 723 円です。

番号 25 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,396 円です。

番号 26 番の利用目的は田、期間は 2 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,814 円です。

番号 27 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,300 円です。

番号 28 番の利用目的は田、期間は 6 年 4 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,311 円です。

番号 29 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,511 円です。

番号 30 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,602 円です。

番号 31 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,607 円です。

番号 32 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,059 円です。

番号 33 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,907 円です。

番号 34 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,919 円です。

番号 35 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,983 円です。

番号 36 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。

番号 37 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,992 円です。

番号 38 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,995 円です。

番号 39 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 40 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,990 円です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。

議長

議案第 2 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を求めます。

— 〇〇委員、〇〇委員 入席 —

(午後 3 時 23 分着席)

次に、日程第 7 議案第 3 号「職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

高森 事務局長

事務局長

議案第 3 号について、説明いたします。

令和 8 年度南部町職員定例人事異動により南部町農業委員会の職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき承認を求めるものです。

令和 8 年度より、農業委員会の職員と、農林課の職員が併任することになり、農業委

議 長	<p>員会及び農林課へ異動になった職員は、議案第3号に記載された11人となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第3号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第3号「職員の任免について」は原案のとおり、承認することに決定しました。</p>
	<p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>第251回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>
	<p style="text-align: right;">(午後3時27分)</p>
	<p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年4月10日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....